

(参考)

感対第295-1号
令和7年7月11日

一般社団法人埼玉県医師会
会長 金井 忠男 様

埼玉県保健医療部長 縄田 敬子
(公印省略)

麻疹患者の発生に伴う注意喚起について（情報提供）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、7月8日に他自治体より、草加市内にある外国籍の児童・生徒が多く通う施設において、麻疹患者（7月2日発症・県外在住）が発生したとの連絡がありました。7月9日時点の調査により、同施設内の接触者が50名、うち県内在住の者が22名いることが判明しました。現在も調査を継続しており、今後、接触者は増える可能性があります。

麻疹の感染可能期間は発症1日前より解熱後3日間、発症の可能性のある期間は、最終接触を0日として、通常10日から12日（最大で21日）とされています。

つきましては、今後県内で麻疹患者が発生する可能性があるため、御多忙とは存じますが、下記の内容について、貴会会員に御周知くださるようお願いいたします。

なお、本件については、地方独立行政法人埼玉県立病院機構、県福祉部、保健所及び衛生研究所に対し別途通知したことを申し添えます。

記

- 1 発熱・発疹等の症状がある患者が受診しましたら、麻疹も念頭に置いた診断をお願いします。
- 2 臨床症状から麻疹の診断となった場合、管轄の保健所に連絡の上、発生届の提出及び確定診断のための検体（血液・尿・咽頭ぬぐい液）の確保にご協力ください。

【参考】

「麻疹について」 厚生労働省ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html

「医師による麻疹届出ガイドライン 第五版」 国立感染症研究所感染症疫学センター：

https://id-info.jihs.go.jp/relevant/vaccine/measles/040/guideline03_20230516.pdf

担 当：感染症対策課 感染症担当
電 話：048-830-7330
E-mail：a3510-17@pref.saitama.lg.jp